

## 川上村空家等対策計画策定支援業務委託仕様書

### (目的)

本業務は、平成31年3月に策定した『川上村空家等対策計画』の現行計画を検証するとともに、川上村内における適正管理が行われていない空家等について実態を再把握するところにより、空家等の利活用や対策の推進に関する効果的な施策の検討など、計画改定を行うことで、川上村の空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

### (関係法令等)

本業務の実施に当たり、本書及び空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家特措法」という。）によるほか、次の関係法令に基づき実施するものとする。

- (1) 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針  
（令和5年12月13日改正総務省・国土交通省告示第1号）
- (2) 「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）  
（令和3年6月30日改正）
- (3) 個人情報の保護に関する法律
- (4) その他関係法令等

### (適用範囲)

本特記仕様書は、川上村（以下「発注者」という。）が委託する「川上村空家等対策計画策定支援業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

### (業務概要)

本業務の概要は、以下のとおりとする。

- (1) 業務名称 川上村空家等対策計画策定支援業務
- (2) 実施区域 川上村内全域
- (3) 業務期間契約締結日から令和9年3月19日(金)まで

### (業務内容)

業務内容は、以下のとおりとする。

- (1) 空家等対策計画策定支援業務
  - ア 業務計画書の作成
  - イ 空家等対策計画案の作成

- ウ 行政代執行による事務手続きマニュアルの作成
- エ 関係会議運営補助
- オ 打ち合わせ時の会議録の作成

(空家等対策計画策定支援業務)

受注者は、空家特措法に基づく空家等対策計画の策定支援業務を行うこととし、発注者の貸与資料を基に精度の高い有効な成果が得られるよう努めること。詳細については、以下のとおりとする。

(1) 業務計画書の作成

受注者は、空家等対策計画の策定支援に先立ち、空家等対策計画の基本方針、作成内容、業務工程、作業体制等について発注者と十分協議を行うこと。

(2) 空家等対策計画案の作成

受注者は、空家特措法第6条第2項の各事項を記載した空家等対策計画案の作成支援をすること。なお、特定空家等の判断基準については、国や県が作成した判断基準を十分反映するとともに発注者と十分協議するものとする。

(3) 関係会議運営補助

ア 受注者は、関係会議の開催に必要な資料を作成するとともに、関係会議に出席し、各項目の説明支援、議事録の作成及び決定事項の取りまとめを行い、空家等対策計画案の修正を行うこと。

イ 関係会議は、本業務期間中複数回の開催を予定している。開催において、開催回数、内容、時間、場所等について発注者と十分協議を行うこととし、予定回数から増減した場合は、委託金額を変更するものとする。

(提出書類)

受注者は、契約締結後速やかに次の各号に掲げる書類を発注者に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 体制図
- (4) その他必要書類

(成果品)

本業務で納入する成果品は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 空家等対策計画書 A4 サイズ製本100部
- (2) 電子データ CD-R 一式
- (3) その他発注者が特に指示するもの一式

(成果品の権利帰属)

成果品の所有権、著作権、利用権その他全ての権利は、発注者に帰属する。

(その他)

その他の仕様内容については、次の各号のとおりとする。

- (1) 業務の詳細及び日程の管理については、発注者と十分な打合せを行うこと。
- (2) 業務に関して知り得た情報を第三者に漏えいしてはならない。また、契約終了後も同様とする。
- (3) 個人情報については、川上村個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に従い適切に取り扱うこと。
- (4) 業務中に生じた事故及び第三者に与えた損害については、受注者の責任において全て解決すること。
- (5) 本書に明記がないものであっても、本業務達成のために必要な業務についての費用は、原則、受注者の負担とする。
- (6) 本書に定めのない事項や業務の遂行に当たって疑義が生じた場合については、発注者と協議の上決定すること。